

## 行政部文書開示請求書

2024(R6)年11月7日

蘭越町町長 金 秀行 殿

請求人 野村一也

蘭越町情報公開条例第12条の規定に基づき、次のとおり公文書の開示を請求します。

## 請求内容

1. 請求にかかる公文書の名称または内容	<p>1. 2021(R3)年3月18日付けで作成された審査請求に対する蘭越町情報公開審査会の答申を書いた蘭越町の職員名が分かる書類。</p> <p>2. 現時点において、蘭越町情報公開審査会の答申を書く予定の蘭越町の職員名が分かる書類。</p> <p>&lt;請求の背景&gt; 2024年11月1日の蘭越町総務課渡辺課長との面談において、渡辺課長は、当該答申は蘭越町総務課の主幹が書いた旨を請求人に伝えた。 蘭越町が第三者機関である蘭越町情報公開審査会に諮問したにもかかわらず、その審査結果となる答申を蘭越町の職員が書き起こすことは、蘭越町情報公開審査会設置規則・蘭越町情報公開条例・行政不服審査法の大前提となる「公正な手続きを担保するための『第三者機関』」という原則から逸脱している。 請求人は別の3件の審査請求が進行中である。その答申を蘭越町の職員が担当することによって、公正さの毀損を防止するために、本開示請求を行う。</p> <p>&lt;開示決定通知の方法について&gt; なお、(一部)開示決定通知書は、本請求内容の全文をそのまま掲載することを求める。</p>
2. 開示方法の区分	☑ 閲覧
3. 受付年月日	年 月 日
4. 担当課等	課 係 (内線 )

別記様式第7号(第5条関係)

公文書不存在通知書

蘭 総 号  
令和6年11月21日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行

令和6年11月7日付けで受理しました公文書の開示について、該当公文書が存在しませんでしたので、蘭越町情報公開条例第15条の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	<p>1. 2021(R3)年3月18日付けで作成された審査請求に対する蘭越町情報公開審査会の答申を書いた蘭越町の職員名が分かる書類。</p> <p>2. 現時点において、蘭越町情報公開審査会の答申を書く予定の蘭越町の職員名が分かる書類。</p> <p>&lt;請求の背景&gt; 2024年11月1日の蘭越町総務課渡辺課長との面談において、渡辺課長は、当該答申は蘭越町総務課の主幹が書いた旨を請求人に伝えた。蘭越町が第三者機関である蘭越町情報公開審査会に諮問したにもかかわらず、その審査結果となる答申を蘭越町の職員が書き起こすことは、蘭越町情報公開審査会設置規則・蘭越町情報公開条例・行政不服審査法の大前提となる「公正な手続きを担保するための『第三者機関』」という原則から逸脱している。 請求人は別の3件の審査請求が進行中である。その答申を蘭越町の職員が担当することによって、公正さの毀損を防止するために、本開示請求を行う。</p>
2 不存在の理由	上記1.2について、答申書は蘭越町情報公開審査会が作成したものであるため、不存在
3 担当課等	総務課総務係 (TEL 55-6832)
4 備考	

教 示

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

蘭 総 号  
令和7年9月12日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行

弁明書の送付及び反論書等の提出について

2021(R3)年3月18日付けで作成された審査請求に対する蘭越町情報公開審査会の答申を書いた蘭越町の職員名が分かる書類の不存在決定に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えた同法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書を送付します。

この弁明書に対しては、同法第9条第3項の規定により読み替えた同法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができます。反論書を提出する場合は、令和7年12月10日（水）までに提出してください。

なお、同法第9条第3項の規定により読み替えた同法第31条の規定及び蘭越町情報公開審査会設置規則第7条第2項に基づく口頭意見陳述を希望される場合は、反論書の提出期限までに審査庁である総務課（総務係）にその旨を御連絡ください。

蘭越町役場  
総務課 担当：福岡

令和7年9月12日

審査庁（総務課長）様

蘭越町長 金 秀 行

## 弁 明 書

審査請求人野村一也が令和6年12月11日に審査請求（以下、「本件審査請求」という。）を行なった、令和6年7月17日付け文書の不存在を理由とする不開示決定（以下、「本件処分」という。）について、以下のとおり弁明書を提出します。

### 第1 審査請求の趣旨に対する弁明

本件審査請求は棄却されることが適当であると考えます。

### 第2 処分内容及び理由等

#### 1 関係法令等の定め

- (1) 実施機関は、公文書の開示の請求があつたときは、開示請求に係る文書を原則として開示しなければならない（蘭越町情報公開条例7条）。
- (2) 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しないときは、開示請求があつた日から起算して15日以内に、当該公文書が存在しない旨の通知をするものとする（蘭越町情報公開条例15条）。
- (3) 「公文書」とは、実施機関が作成し、又は取得した文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことができるこれらに類するものであつて、実施機関が管理しているものをいう（蘭越町情報公開条例2条（2））。
- (4) 蘭越町情報公開条例第15条の通知について、不服のある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の定めるところにより、審査請求をすることができる（蘭越町情報公開条例19条1項）。
- (5) 蘭越町情報公開条例19条1項に係る審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、蘭越町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない（蘭越町情報公開条例19条2項）。

(6) 審査会は、蘭越町情報公開条例19条2項に規定する諮問があつた日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない（蘭越町情報公開条例19条4項）。

## 2 処分内容及び理由

### (1) 認定した事実

ア 審査請求人野村一也は、蘭越町に対し、令和2年10月29日付けで公文書開示請求を行なった（添付資料1）。

イ 蘭越町は、審査請求人野村一也に対し、令和2年11月11日付けで上記開示請求に係る文書の非開示決定通知を行なった（添付資料2）。

ウ 審査請求人野村一也は、令和2年12月1日、同非開示決定通知について、審査請求を行なった（以下、「原審査請求」という。）（添付資料3）。

エ 令和3年1月13日、同月25日、同年2月4日、同月22日及び同年3月4日に原審査請求に関する情報公開・個人情報保護審査会が開催され、原審査請求に係る蘭越町情報公開審査会は、原審査請求に関し、審議を重ねて答申書を作成した（添付資料4）。

オ 令和3年3月18日、蘭越町情報公開審査会は、原審査請求に関し、答申書を送付した（添付資料5）。

カ 審査請求人野村一也は、蘭越町に対し、令和6年11月7日、請求に係る公文書の名称または内容として、「1. 2021(R3)年3月18日付けで作成された審査請求に対する蘭越町情報公開審査会の答申を書いた蘭越町の職員名が分かる書類。2. 現時点において、蘭越町情報公開審査会の答申を書く予定の蘭越町の職員名が分かる書類。」を記載し、文書開示請求を行なった（添付資料6）。

キ 蘭越町は、審査請求人野村一也に対し、令和6年11月21日、上記文書開示請求に係る公文書不存在通知を行なった（添付資料7）。

### (2) 処分の根拠法令等に対する本件の当てはめ

ア 2021(R3)年3月18日付けで作成された審査請求に対する蘭越町情報公開審査会の答申を書いた蘭越町の職員名が分かる書類について

(ア) 上記(1)ア乃至オの事実には照らせば、原審査請求後、審査請求人野村一也の原審査請求に係る審議を担い、また、答申書を作成送付した主体は原審査請求に係る蘭越町情報公開審査会である。また、以上の手続は、蘭越町情報公開条例19条1項、同19条2項及び同19条4項に沿って適法に行なわれたものである。

(イ) この点、審査請求人の本件審査請求の前提となる公文書開示請求は、蘭越町情報公開審査会の答申を蘭越町の職員が書くことを前提とするものである。しかし、上記のとおり、令和3年3月18日付けで作成された審査請求

に対する蘭越町情報公開審査会の答申書の作成主体は、当然、蘭越町情報公開審査会であって、蘭越町の職員ではない。

そのため、そのような職員の存在を前提とする、実施機関が作成し、又は取得した文書、図面及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことができるこれらに類するものであつて、実施機関が管理する文書、すなわち、公文書は存在しない(蘭越町情報公開条例2条(2))。

よって、蘭越町が、審査請求人に対し、令和6年11月21日に通知した公文書不存在決定は適法である(蘭越町情報公開条例7条、同15条)。

イ 現時点において、蘭越町情報公開審査会の答申を書く予定の蘭越町の職員名が分かる書類について

審査請求人野村一也が現時点で行なう審査請求に係る答申書を作成する主体は、蘭越町情報公開審査会であって、蘭越町の職員ではない。

そのため、そのような職員の存在を前提とする、実施機関が作成し、又は取得した文書、図面及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。)並びに電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことができるこれらに類するものであつて、実施機関が管理する文書、すなわち、公文書は存在しない(蘭越町情報公開条例2条(2))。

よって、蘭越町が、審査請求人に対し、令和6年11月21日に通知した公文書不存在決定は適法である(蘭越町情報公開条例7条、同15条)。

### (3) 処分の内容

以上の認定した事実及び当てはめから、審査請求人に対して本件処分を行なった。

## 第3 処分庁からの補足

1 審査請求人は、2024年11月1日に蘭越町庁舎2階会議室での会話記録を反訳した書類を添付し、これを根拠に、審査請求に対する答申を蘭越町の職員が作成したと主張する(本件審査請求の趣旨第2項)。

この点、蘭越町に限らず、審査請求後、自治体の情報公開担当課が事務局を務めて情報公開審査会と連携し、審査請求に対する情報公開審査会の審議等の手続を補助する役割を果たす。また、蘭越町に限らず、自治体の情報公開担当課が答申書の原案を作成し審議会の審議に付される場合と、審査会委員自ら答申書を作成する場合が存在する(添付資料8)。

上記認定事実のとおり、蘭越町は、情報公開担当課が答申書の原案を作成し情報公開審査会の審議に付する方式を採用するが、蘭越町の職員が答申

書の「原案」を作成してこれを情報公開審査会の審議に付することと、蘭越町の職員が「答申書」そのものを作成することは自ずから異なる。

- 2 審査請求人は蘭越町の職員が情報公開審査会に不当に関与しているなどと主張するようである（本件審査請求の趣旨第3項乃至第5項）。

答申書の原案の内容は、情報公開審査会の審議内容が要約されたものであって、蘭越町情報公開担当課の職員の思惟が入るものではない。

また、情報公開審査会は、情報公開・個人上保護審査会においてその要約された答申書の原案の内容が情報公開審査会の意思内容として正しいかどうかを確認するため、答申書の内容は、情報公開審査会の意思決定を反映するものであって、答申書の作成名義は情報公開審査会に帰属する。

したがって、蘭越町の職員が、審査請求に係る答申書の作成に不当に関与するという一切は、一切無く、審査請求人の主張は当を得ない。

#### 第4 結論

したがって、本件審査請求は棄却されることが適当である。

#### 第5 添付資料

- 1 令和2年10月29日付公文書開示請求書
- 2 令和2年11月11日付非開示決定通知書
- 3 令和2年12月1日付審査請求書
- 4 情報公開・個人情報保護審査会議事録
- 5 令和3年3月18日付答申書
- 6 令和6年11月7日付公文書開示請求
- 7 令和6年11月21日付公文書不存在通知書
- 8 友岡史仁ほか、情報公開・個人情報保護◆自治体審査実務編 105～108 頁